

御殿場小山広域都市計画
都市計画区域の
整備、開発及び保全の方針

令和3年3月

静岡県

目 次

1	都市計画の目標	
(1)	都市づくりの基本理念	1
(2)	地域毎の市街地像	2
	附図1 将来市街地像図	4
2	区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	
(1)	区域区分の決定の有無	5
(2)	区域区分の方針	6
	1) おおむねの人口	6
	2) 産業の規模	6
	3) 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係	6
3	主要な都市計画の決定の方針	
(1)	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	7
	1) 主要用途の配置の方針	7
	2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針	7
	3) 市街地の土地利用の方針	8
	4) 市街化調整区域の土地利用の方針	9
(2)	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	10
	1) 交通施設の都市計画の決定の方針	10
	2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	12
	3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針	14
(3)	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	14
	1) 主要な市街地開発事業の決定の方針	14
(4)	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	15
	1) 基本方針	15
	2) 主要な緑地の配置の方針	15
	3) 実現のための具体の都市計画制度の方針	17
	4) 主要な緑地の確保目標	17
(5)	都市防災に関する都市計画の決定の方針	18

御殿場小山広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

御殿場小山広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

都市づくりの理念、将来の都市構造については、2035年（令和17年）の姿として策定する。また、区域区分、都市施設の整備等については、2025年（令和7年）の姿として策定する。

目標年次	2025年（令和7年）（基準年次から10年後）
	2035年（令和17年）（基準年次から20年後）

御殿場小山広域都市計画区域（以下、「本区域」という。）は、御殿場市、小山町の1市1町で構成されている。

本区域は、静岡県の東部に位置し、古くから日本の東西交通軸の要衝にあり、現在も東名高速道路、国道246号の東西交通軸に加え、国道138号、国道469号及び東富士五湖道路によって中央自動車道とも連絡し、交通拠点性の高い地域である。新東名高速道路御殿場ジャンクションから三ヶ日ジャンクション間の開通に続き、今後は海老名南ジャンクションから御殿場ジャンクション間の開通が予定され、国道138号須走道路・御殿場バイパス（西区間）の整備も進められていることから、更なる交通利便性の向上が期待される。

また、富士箱根伊豆国立公園の中央に位置し、豊かな自然的環境に恵まれるとともに、世界遺産富士山の構成資産である富士浅間神社など優れた景観や文化的資産を有しており、観光・レクリエーションの拠点として、今後も交流人口の拡大が期待される。さらに、首都圏と直結し、良好な立地環境のもとにあることから、先端技術産業を中心とする内陸型工業や観光レジャー施設等が数多く進出している。

今後も、広域的な交通利便性や自然環境、農林資源を活用した更なる産業の集積が必要であるとともに、豊かな自然と調和したゆとりある暮らし空間の創出が求められており、安全・安心で魅力ある県土の実現を目指す「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」を展開していく。

また、人口減少や少子高齢化、地球温暖化などの社会経済情勢の変化に対応するため、都市機能の集約と居住の誘導を図り拠点を形成するとともに拠点間の連携を促進し、都市農地を含む自然的環境と共生した集約連携型都市構造の実現を目指す。

併せて、平時から大規模自然災害に備え、復興の機会に、都市の将来を見据えた強靱なまちづくりが実現できるよう、復興事前準備の取組を推進する。

以上を踏まえ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活力を確保し、将来に向かって飛躍するための都市づくりの基本理念を次のとおり設定する。

- ① 地域資源と交通利便性を生かし、活力ある産業を育む都市づくり

- ② 観光資源の活用と連携による交流ともてなしの都市づくり
- ③ 富士山をはじめとする豊かな自然環境と暮らしが調和した住み続けられる都市づくり
- ④ 新たな拠点形成と連携しかつ官民連携による災害の最小化と迅速な復興により、安心して暮らせる都市づくり
- ⑤ 秩序ある土地利用と拠点機能の強化・連携による持続可能な都市づくり

(2) 地域毎の市街地像

本区域は、富士山、箱根外輪山及び丹沢山系に囲まれた高原地で、日本の東西交通軸の東名高速道路、国道 246 号及び J R 御殿場線や、東西方向の国道 138 号が、首都圏や甲信越地域と東海地域を結ぶ広域交通軸として、本区域の骨格を形成するとともに、本区域の都市拠点である J R 御殿場駅周辺と J R 駿河小山駅周辺の市街地を連携している。これらの骨格を形成する交通軸のほか、郊外部の市街地や集落と核となる市街地を相互に結ぶ都市内道路網により、都市構造が形成されている。

また、新東名高速道路の海老名南ジャンクションから御殿場ジャンクション間の開通が予定され、一般国道 138 号須走道路・御殿場バイパス（西区間）も整備中であるなど新たな交通網の整備が進み、さらに首都圏や周辺都市との連携強化が期待されることから、これら拠点相互及び地域が交通軸により有機的に連携した集約型都市構造を実現する市街地形成を目指す。

本区域における地域毎の市街地像は次に示すとおりである。

1) 住宅地域

中心商業・業務地域における住宅地では、未利用地の宅地化や空き家などのストック活用を進め都心居住を促進する。また、商業・業務地域の周辺に位置する既存住宅地である住居系用途地域については、都市基盤の整備や生活環境の整備等を進め、安全性、快適性及び利便性に優れた居住環境の質的向上を図る。特に、土地区画整理事業等の面整備の整備済み地区においては、戸建て住宅を基本とした緑豊かな住宅地の形成を図る。

2) 商業・業務地域

J R 御殿場駅周辺、J R 駿河小山駅周辺の商業・業務地域は、都市拠点としてそれぞれ既存の公共施設、商業業務施設の立地を活かしながら、今後ともこれら施設の連携の強化や再活性化を進め、区域の核としての魅力向上を図る。

特に J R 御殿場駅周辺においては、都市の玄関口として、また通勤・通学等で多くの人々が利用する交通結節点として、居住機能をはじめ多様な機能の充実した、賑わい、潤い、憩いのある空間の創出を図る。

近隣商業地については、中心市街地の商業・業務地域との役割分担を行いながら、近隣の住宅地の日常生活のサービス施設として、身近な商業地の形成を図る。

3) 工業地域

御殿場市の南西部の工業団地、小山町の工業団地や住宅地域の外側に広がる大規模工場の集積地は、区域の産業の根幹となる産業拠点であることから、今後とも工業機能の強化を図るとともに、緑化の推進等により周辺環境と調和した工業地としての維持・向上を図る。

小山町湯船原地区については、交通利便性や農林資源を活用し、次世代産業の集積した産業拠点として整備を図る。

4) 農業地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき設定される農用地区域等の優良な農地は、本区域の農業生産の基盤として今後とも農業環境の保全を図る。また、保水や遊水などの災害防止機能、重要な景観要素、市街地と自然環境との緩衝地帯等、良好な都市環境の維持の観点からも保全を図る。

5) 集落地域

市街化調整区域に点在する既存の集落地については、集落内の環境整備等により、良好な居住環境の実現を目指す。

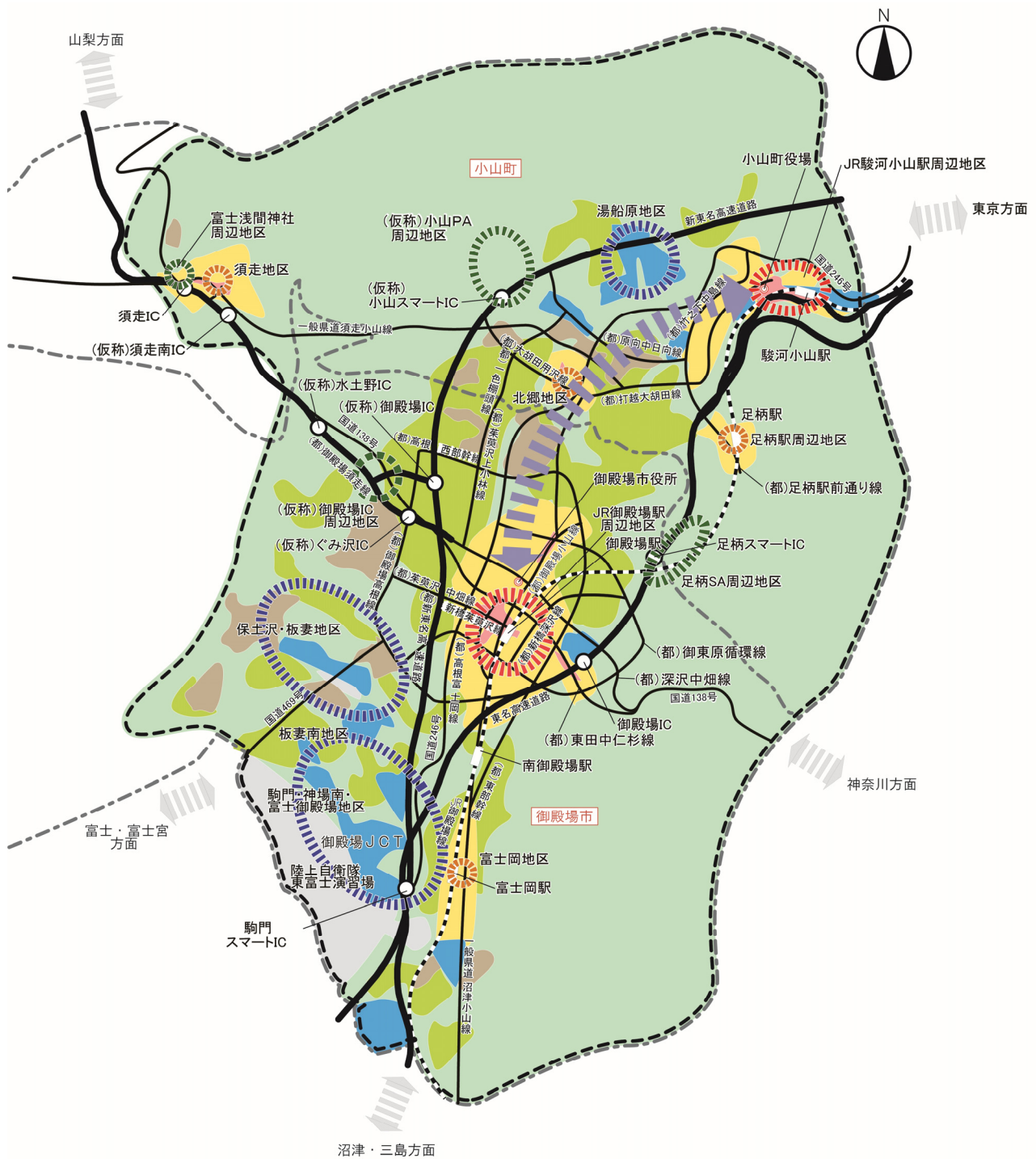
6) 自然保全地域

上記に区分されない地域については、基本的に現在の良好な自然環境を維持・保全しつつ、有効な活用を図る自然保全地域として位置づける。

特に、市街地の外縁部に位置する富士山、三国山系、丹沢山系及び箱根外輪山の樹林地や斜面緑地などの緑は区域の特徴的な自然であることから風致地区、特別緑地保全地区等、都市計画制度に基づく保全を検討するとともに、環境保全機能、防災機能、修景機能、観光交流機能及び保健レクリエーション機能の向上を目指す。

また、一級河川である黄瀬川、久保川、西川、二級河川である鮎沢川、小山川、小山佐野川及び須川については、水辺の自然保全地域として位置づけ、都市の骨格となる緑の水辺軸の形成を図る。

附図1 将来市街地像図



凡 例			
	都市拠点		住宅地域
	地域拠点		商業・業務地域
	産業拠点		工業地域
	観光・レクリエーション拠点		農業地域
	広域連携軸		自然保全地域
	都市連携軸		集落地域
	鉄道		都市計画区域界
	自動車専用道路		市役所・町役場
	幹線道路		東富士演習場
	行政区境界		
	都市計画区域界		

2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定める。

なお、区域区分を定めるとした根拠は、次に示すとおりである。

本区域の人口は減少局面に入っているが、市街化圧力が低下する傾向は見られず、無秩序な市街地の拡散防止、市街地の人口密度を維持するため、市街地の範囲を明示し、集約連携型の都市構造の実現に向けた土地利用を推進する必要がある。

また、今後とも良好な住環境形成に資する都市基盤施設の整備を市街地内において重点的かつ効率的に行うことが必要であること、さらに、市街地の周辺部や郊外部の自然環境を保全し、無秩序な開発を抑制する土地利用の適正な規制が必要である。

以上のことから、本区域においては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、区域区分を定めるものとする。

(2) 区域区分の方針

1) おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区分	年次	2015年 (平成27年) (基準年)	2025年 (令和7年) (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		104.6千人	おおむね98.9千人
市街化区域内人口		51.4千人	おおむね49.2千人

(注) 市街化区域内人口は、保留された人口(0.9千人)を含むものとする。

2) 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区分		年次	2015年 (平成27年) (基準年)	2025年 (令和7年) (基準年の10年後)
生産規模	工業出荷額		5,675億円	6,316億円
	卸小売販売額		1,983億円	1,588億円
就業構造	第1次産業		1.6千人(3.0%)	1.1千人(2.3%)
	第2次産業		15.2千人(28.0%)	12.6千人(25.3%)
	第3次産業		37.4千人(69.0%)	36.0千人(72.4%)

3) 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、2015年(平成27年)時点で市街化している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年次	2025年(令和7年) (基準年の10年後)
市街化区域面積	1,676.1 ha

(注) 市街化区域面積は、2025年(令和7年)時点における保留人口(0.9千人)に対応する市街化区域面積を含まないものとする。

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 主要用途の配置の方針

下記方針の住宅地、商業・業務地、工業地、流通業務地に関する記述は、特記する以外は全て現在の市街化区域内での方針である。

① 住宅地

住宅系用途地域は、既存の住居系地域を中心に、地形や都市施設等により区分された一体的なまとまりのある形として配置する。

既成市街地周辺部や新市街地については、農地等の自然的環境との調和や共生に配慮した緑豊かで良質な住宅地を配置する。

② 商業・業務地

本区域における中心商業・業務地として、J R御殿場駅周辺地区は既に相当規模の商業・業務地が形成されている。今後も、引き続き基盤整備を進めつつ、本区域の中心的役割を担うものとして、商業・業務地を配置する。

また、J R駿河小山駅周辺地区は小山町における中心商業・業務地が形成されており、今後とも小山町の中心的役割を担うものとして、商業・業務地を配置する。

御殿場市の中心商業・業務地区に隣接する萩原地区、森之腰地区、3・4・4 御殿場小山線沿いの旧御殿場地区、東名高速道路御殿場インターチェンジ周辺地区、一般県道須走小山線及び足柄停車場富士公園線沿いの須走地域中心地区及び小山町役場北郷支所周辺地区は、周辺に広がる住宅地の日常生活サービスなど地区の中心的な役割を担う商業・業務地を配置する。

③ 工業地

安定的に地域経済を支える大規模工業地は、産業構造の高度化に対処するため、他の土地利用との調和及び環境保全に配慮して配置する。

御殿場市駒門地区、神場南地区、富士御殿場地区、保土沢地区、板妻地区、富士岡南地区、小山町小山地区、菅沼地区及び棚頭地区に工業系用途地域を配置する。

御殿場市永原地区、小山町須走地区の軽工業地においては、周辺の住環境に配慮した土地利用を図る。

④ 流通業務地

流通業務地は、輸送交通の利便性を考慮し、沿道サービス施設や流通業務を中心とした業務機能の集積を図るため、特別業務地区を東名高速道路御殿場インターチェンジ周辺に配置する。

2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

① 住宅地における建築物の密度の構成に関する方針

商業・業務地であるJ R御殿場駅周辺地区、3・4・4 御殿場小山線沿道の旧御殿場地区、東名高速道路御殿場インターチェンジ周辺地区、小山町の小山町役場周辺地区及びJ R駿河小山駅周辺地区等を取り巻く住宅地は、中密度の土地利用を図る。また中心市街地から離れた近郊の住宅系市街地においては、戸建て住宅を中心とし

た低密度の土地利用を図る。

② 商業・業務地における建築物の密度の構成に関する方針

御殿場市の J R 御殿場駅地区、小山町の J R 駿河小山駅周辺地区は、各市町の中心的な商業・業務拠点として、商業・業務施設を中心に高密度な土地利用を図る。御殿場市の中心商業・業務地区に隣接する萩原地区・森之腰地区、3・4・4 御殿場小山線沿道の旧御殿場地区、東名高速道路御殿場インターチェンジ周辺地区、小山町の J R 駿河小山駅周辺地区、小山町役場北郷支所周辺地区、須走地域中心地区については、日常生活の中心となる商業・業務地であり、商業・業務施設を中心に低中密度な土地利用を図る。

③ 工業地における建築物の密度の構成に関する方針

計画的に整備された工業団地等では、周辺環境に配慮しつつ、工業専用系地区として工業機能の集積を図る。また市街地内に立地する軽工業を中心とした工業地では、周辺の居住環境保全に配慮しつつ、軽工業系地区として地場産業等の振興を図る。

3) 市街地の土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

J R 御殿場駅周辺地区においては、都市基盤整備を推進し、都市機能の集約化による拠点性の向上や魅力的な商業地への転換に向けて適切な土地利用の規制・誘導を図る。

その他の商業・業務地は、地区の中心として必要な都市機能の集積を促進するとともに、積極的な都市基盤整備を進めることによって都市機能の強化を図る。

② 居住環境の改善又は維持に関する方針

既成市街地で未利用地が多く存在し、都市基盤整備が遅れている地区については、土地区画整理事業等の面的整備を検討するほか、地区内の未利用地を活用して道路、公園等の都市基盤の整備を進める。また、中心市街地のうち、基盤整備が不十分な住宅密集地は、土地区画整理事業等の面的整備を検討するほか、地区計画制度等の導入により、良好な住環境の確保に努める。

また、交通量の多い幹線道路沿いについては、周辺の生活環境に与える影響を軽減するため、道路緑化の推進を図る。

拠点及びその周辺への居住の誘導や用途混在による住環境の改善のため必要となる場合においては、土地利用の動向等を判断した上で、適切な用途地域への変更や地区計画等を検討する。

沿道サービス施設の立地する幹線道路沿道では、交通混雑の改善、景観や住環境の保全のため、建築形態等の規制・誘導を図る。

商業施設や工業施設が混在することによって居住環境への影響が懸念される住宅地においては、用途の純化等によって居住環境の改善を図る。

③ 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地内の社寺樹林地や小河川等については、良好な環境を形成する要素として

積極的に保全を図る。また、歴史や文化を残す風景の維持・保全に努める。

4) 市街化調整区域の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業振興地域の整備に関する法律に基づき設定される農用地区域等の優良な農地は、今後ともその保全を図る。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

市街地を取り巻く森林、農地については、国土保全や水循環管理等による災害防止機能の維持・向上を図るため、その保全及び健全な育成を図る。土砂災害特別警戒区域においては、開発及び住宅の新規立地等の規制を図る。

また、災害を未然に防止するため、土砂災害警戒区域、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域の適正な管理や、近隣接区域における適正な土地利用規制を実施する。

特に箱根山の西側斜面及び丹沢山系の南側斜面は、開発に伴い土砂災害等が生ずる恐れがあるため、市街化を抑制する。その他、溢水、湛水等のおそれのある区域についても開発を抑制する。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

富士箱根伊豆国立公園に指定されている地域、富士山麓、箱根山麓及び丹沢山麓は、本区域の良好な都市環境を維持する上からも貴重な要素であるため、これら優れた自然資源を保全する。特に、今後の開発によってこれら自然環境が無秩序に失われることのないよう、計画的に規制・誘導を行う。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

市街化調整区域内の住宅団地については、緑地協定、建築協定などにより良好な住環境の維持・保全を図り、緑化協定や建築協定導入地区は、地区計画、建築条例への移行も検討する。

計画的な市街地整備の検討を行う地区は、都市計画上の影響を予測した立地評価を行い、整備の見通しが明らかになった段階で、保留人口の範囲内において、農林業等との調整を行った後、市街化区域へ編入し、計画的な整備を図る。

「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」を進めている小山町湯船原地区等においては、交通利便性を活かした産業機能の立地を図り、地区計画制度等の導入により、周辺環境と調和した計画的な土地利用を図る。

また、新東名高速道路の(仮称)御殿場インターチェンジ周辺地区や(仮称)小山パーキングエリア周辺地区、足柄サービスエリア周辺地区は、交通利便性と地域資源を活かした観光・交流の拠点に位置付ける。

また、既存集落地における居住環境、地域活力の維持向上を図るため、地区計画制度や優良田園住宅制度などの適用に努め、周辺環境に配慮した計画的な土地利用を図る。

既に都市的土地利用がなされている地域においては、基盤整備の状況、今後の見通しなど総合的に判断し、都市計画上の位置づけを検討する。

なお、市街化区域内の現に市街化していない区域で将来にわたり保全することが

適当な区域においては、市街化調整区域への編入を検討する。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 交通施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

ア. 交通体系の整備の方針

本区域には、東名高速道路、3・4・3 高根富士岡線（国道 246 号）、3・3・1 深沢中畑線（国道 138 号）、1・4・2 御殿場須走線（国道 138 号須走道路・御殿場バイパス（西区間））、J R 御殿場線等が主要な交通網を形成している。近年、都市化の進展及び富士山の世界文化遺産登録や観光レクリエーション需要の増大に伴い交通量が急増しており、特に首都圏と中部圏・甲信越方面の交通結節点に位置することから広域交通の占める割合が高い。

今後、1・2・1 第二東名自動車道（新東名高速道路）の開通により、広域交通の増加が予想され、これらを円滑に処理するための交通体系の整備が必要である。また、高齢社会の進展や中心市街地の活性化、地球温暖化等、本区域を取り巻く社会情勢の変化に対応した交通体系の構築が求められている。

道路については、将来都市像の実現を図るため、拠点間の連携強化、域内交通と域外交通の分離等、役割分担を明確にした道路網整備により、本区域と周辺地区との連絡性の向上を目指していく。

鉄道については、現在の鉄道駅の配置を基本とし、駅前広場の整備・改良、バリアフリー化などにより、交通結節点としての機能向上や、都市や地区の顔としてのイメージアップ等を図る。

また、歩行者優先道路の整備や歩道の設置等を進め、安全で快適な魅力ある歩行空間の形成、ネットワーク化を図り、歩いて暮らせるまちづくり、中心市街地への居住の誘導を推進する。

イ. 整備水準の目標

2015 年（平成 27 年）現在、都市計画道路については、市街化区域内において 1.0 km/km²が整備されているが、今後基本方針に基づいて整備の促進を図るものとし、基準年次からおおむね 20 年後には 1.2 km/km²を目標として計画的な整備を図るものとする。

その他の交通施設については、可能な限り長期的な視点から整備を図っていく。

② 主要な施設の配置の方針

ア. 道路

本区域では、将来の交通需要に対応するため、今後、以下の道路等を配置し、円滑な自動車交通を確保及び機能的な道路網の構成を図る。

・自動車専用道路

東西方向の国土レベルの交通軸となる東名高速道路、1・2・1 第二東名自動車道（新東名高速道路）を配置する。

また、1・2・1 第二東名自動車道（新東名高速道路）から御殿場市街地のみならず、

甲信越地方に向けてのアクセス道路として、1・4・2 御殿場須走線（国道 138 号須走道路・御殿場バイパス（西区間））を配置する。

高速道路の利便性向上及び地域活性化のため、新東名高速道路に（仮称）小山スマートインターチェンジを設置するとともに、東名高速道路の足柄サービスエリア、駒門パーキングエリアにスマートインターチェンジを設置する。

・主要幹線道路

南北方向の軸、他都市との連携強化を図る軸として、3・4・3 高根富士岡線（国道 246 号）を配置する。

東西方向の軸として、3・3・1 深沢中畑線（国道 138 号）を配置する。

環状機能を担う軸として、3・3・16 御殿場高根線、3・3・17 高根西部幹線及び 3・4・2 東部幹線を配置する。

甲信越方面や、他都市との連携強化を図る軸として、国道 138 号及び国道 469 号（御殿場バイパス）を配置する。

・幹線道路

御殿場市においては、主要幹線道路を補完する道路として、3・4・4 御殿場小山線、3・4・6 御東原循環線、3・4・7 新橋深沢線、3・4・11 新橋茱萸沢線、3・4・18 茱萸沢中畑線、3・5・12 東田中仁杉線を配置する。

小山町においては、地域内を連携する道路として、3・4・8 原向中日向線、3・4・9 打越大胡田線、3・4・14 足柄駅前通り線、3・4・23 大胡田用沢線、3・5・26 竹之下中島線及び一般県道須走小山線を配置する。

御殿場市と小山町を結ぶ、南北方向軸を補完する道路として、3・4・21 茱萸沢上小林線、3・4・24 一色棚頭線、一般県道沼津小山線等を配置する。

・その他の道路

その他、将来の都市の発展方向を踏まえ、補助幹線道路、区画街路及び特殊街路を配置するほか、交通安全対策事業を促進するとともに、社会情勢等の変化を踏まえた都市計画道路の見直しを検討する。

イ．交通広場

交通結節点として、J R 御殿場駅及び J R 足柄駅に駅前広場を配置する。また、J R 駿河小山駅については、駅前広場の配置を検討する。

ウ．駐車場

自動車・自動二輪車・自転車の利便性向上を図るため、自動車駐車場及び自転車駐車場を配置する。

③ 主要な施設の整備目標

優先的に基準年次からおおむね10年以内に整備することを予定する施設

種 別	名 称
道 路	1・2・ 1 第二東名自動車道（御殿場市、小山町）
	1・4・ 2 御殿場須走線（御殿場市、小山町）
	3・3・ 1 深沢中畑線（御殿場市）
	3・4・ 2 東部幹線（御殿場市）
	3・4・ 4 御殿場小山線（御殿場市）
	3・4・ 6 御東原循環線（御殿場市）
	3・4・ 7 新橋深沢線（御殿場市）
	3・4・11 新橋茱萸沢線（御殿場市）
	3・4・14 足柄駅前通り線（小山町）
	3・4・15 駒門西部幹線（御殿場市）
	3・3・16 御殿場高根線（御殿場市）
	3・3・17 高根西部幹線（御殿場市）
	3・4・22 神場板妻線（御殿場市）
	3・4・23 大胡田用沢線（小山町）
	3・5・25 永原高根線（御殿場市）
	3・5・26 竹之下中島線（小山町）

（注）おおむね10年以内に整備とは、部分・暫定完成、完成及び着手するものを含む。

2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

① 基本方針

ア. 下水道及び河川の整備の方針

・下水道

本区域は、一級河川黄瀬川や下流の神奈川県にて酒匂川となる二級河川鮎沢川をはじめとする公共用水域を有しており、これらの水質を保全するとともに生活環境を改善するため、公共下水道の基本計画に基づき下水道の整備を促進する。

また、下水道の整備に当たっては、静岡県生活排水処理長期計画に基づき他の汚水処理施設との経済比較や水質保全効果、地域特性、住民の意向等を総合的に判断し、効率的かつ早期に整備可能となる手法により、公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図る。

さらに、雨水については河川等その他の排水施設との役割分担を図り、下水道の整備を促進し、浸水地域の解消に努めていく。

・河川

本区域は、一級河川狩野川水系、二級河川鮎沢川水系の河川の流域に属している。今後、機能的な都市活動を確保できるよう、河川整備計画等に基づき、計画的な河川改修を推進する。市街地周辺において丘陵地開発等により都市的土地利用が進み、

緑地や農地が減少した場合、流出量の増加により市街地等において浸水被害の発生が懸念されるため、流域の保水、遊水機能の保全及び調節池等の整備に努める。

また、河川沿いでの遊歩道やジョギングコースの設置など、住民に親しまれる河川空間整備を進め、市街地を流れる河川の親水機能の向上に努める。

さらに、流域における良好な水循環系を構築するため、森林、湖沼及び農地の保全を図るとともに、雨水流出抑制策の促進等を含めた総合的な治水対策を推進する。

イ. 整備水準の目標

・下水道

本区域における基準年次からおおむね 10 年後の公共下水道の処理人口に対する整備率を次のとおりとする。

御殿場市	68%
小山町	100%

・河川

河川整備計画等に定める一定規模の降雨に対応できる流下能力を確保するよう、河川の改修に努める。

② 主要な施設の配置の方針

・下水道

本区域における汚水処理及び雨水排除のため、御殿場市、小山町それぞれにおける公共下水道事業の全体計画に基づき、下水の処理施設を配置する。

終末処理場として、御殿場市に御殿場浄化センター、富士岡浄化センター、小山町に須走浄化センターを配置する。

雨水渠については、河川事業等と連携しつつ、排水不良地域や浸水地域の解消を目指して配置する。

両市町の公共下水道事業の全体計画における主な諸元は次のとおりである。

《公共下水道》

市町名	御殿場市		小山町
処理区	御殿場	富士岡	須走
排除方式	分流式	分流式	分流式
下水道計画区域人口 (人)	39,580	4,800	4,800
下水道計画区域面積 (ha)	892	118	215
ポンプ場 (ヶ所)	1	0	0
処理場 (ヶ所・㎡)	1・37,860	1・22,000	1・25,100

・河川

河川改修は、市街化における開発と調整を図る必要のある河川等、緊急性の高い河川を優先的に整備する。

③ 主要な施設の整備目標

優先的に基準年次からおおむね 10 年以内に整備することを予定する施設

種 別	名 称
下水道	御殿場市公共下水道（御殿場処理区） 小山町公共下水道（須走処理区）

（注）おおむね 10 年以内に整備とは、部分・暫定完成、完成及び着手するものを含む。

3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

住民の快適な生活環境を保持するため、ごみ処理場、汚物処理場、火葬場等の既存都市施設の適切な維持管理に努め、老朽化のみられる施設や機能向上・運営の合理化を図る必要がある施設については、順次計画的な改修・整備を図る。また、既存施設の効率的な運用に配慮した上で、生活圏を単位とした必要量を把握し、不足施設の整備を図る。

② 主要な施設の配置の方針

供給処理施設については、必要とされる立地条件に応じて最も効率的な供給処理等が可能となる地区に配置を行う。

ごみ処理総合施設として、小山町桑木地区の御殿場市小山町広域行政組合御殿場小山清掃センター（RDF センター）に替わる焼却施設をはじめ、リサイクルセンター、最終処分場、粗大ごみ処理場等の施設を集約し配置する。なお、施設跡地は、足柄サービスエリア周辺における拠点と一体的な利用を検討する。

汚物処理場として御殿場市中丸地区に御殿場市小山町広域行政組合衛生センターを配置する。

火葬場として、御殿場市萩原地区に御殿場市小山町広域行政組合斎場を配置する。

③ 主要な施設の整備目標

優先的に基準年次からおおむね 10 年以内に整備することを予定する施設

種 別	名 称
その他の処理場	御殿場小山ごみ処理総合施設

（注）おおむね 10 年以内に整備とは、部分・暫定完成、完成及び着手するものを含む。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

① 基本方針

市街化区域内において比較的多くの未利用地が残存している地区においては、「まちづくり協議会」等を設け、面的開発事業を推進し、市街化区域内への人口誘導を

図る。

既成市街地の都市基盤等の未整備地区にあつては、市街地開発事業あるいは街路事業等により都市基盤を整備し、土地の高度利用、商業・業務機能の拡充及び居住環境の向上に努める。

市街化が進行している区域及び新市街地においては、土地区画整理事業等の市街地開発事業による街路・公園・下水道等の都市基盤整備を行い、地区計画等により、良好な居住環境の確保に努める。

また、現在、面的整備の計画・構想がある地区については、将来の宅地、商工業地の需要を勘案しつつ、必要に応じて計画的な整備を図る。

② 整備方針

御殿場市の夏刈地区については、新たな工業用地需要への対応として、基盤整備など具体的な事業化について検討する。小山町の菅沼地区においても、土地区画整理事業を検討する。

その他の計画・構想地区については、将来の宅地需要や商業地の活性化等の見通しを踏まえつつ、土地区画整理事業など具体的な事業化について検討を行う。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

① 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域は、県東部の交通・経済・産業の拠点としての位置を占めると同時に、国内有数の景勝地である富士箱根の自然環境を保護・保全するための緑地の整備・保全が必要である。

このため、富士山、箱根外輪山、丹沢山系、一級河川黄瀬川沿い等の樹林地は、本区域を象徴する緑地として保全を図り、さらに、緑地に関する規制、誘導、整備等の諸施策を総合的かつ効果的に展開することにより、都市環境の改善、レクリエーション需要の充足、都市防災の強化及び地球温暖化対策等を推進し、健康で安全で文化的な都市形成を図る。

② 都市公園の整備目標量

年次	2015年 (平成27年)	2025年 (令和7年)
都市計画区域内人口 1人あたり目標水準	4.1 m ² /人	5.9 m ² /人

2) 主要な緑地の配置の方針

① 環境保全システムの配置の方針

本区域は、全国でも有数な自然環境に恵まれており、それらの自然環境は積極的に保全するとともに、都市環境の改善、都市防災の強化、郷土景観の向上を図るため、市街地及びその周辺の緑地に関して、規制・誘導・保全・整備等の諸施策を総

合的に展開するものとする。

市街地を取り囲む富士山、箱根外輪山、丹沢山系等の山麓・稜線及びこれらに連続する樹林地を緑豊かな都市の骨格として保全を図る。

富士山麓、箱根山麓の山地、一級河川である黄瀬川、久保川、二級河川である鮎沢川、小山川、小山佐野川、須川等の河川、東山湖等の湖沼、湧水地等は野生動植物の生息地や生育地等として重要であり、都市の骨格として位置づけ、自然生態系の緑地として保全を図る。

都市の歴史的風土を構成する深沢城跡、足柄城址、駒門風穴、社寺等の緑地は、都市の財産としてその保全を図る。

地区公園及び都市基幹公園は、都市形態の規制並びに本区域の象徴的かつ景観を特徴づける緑地として配置する。

市街地内では、民有地等の住民の生活に関連した緑地の保全と、住区基幹公園、駅前広場周辺、街路樹、緑地帯等の緩衝緑地、緑道、学校をはじめとする公共施設等の緑化を推進する。

② レクリエーション系統の配置の方針

日常的レクリエーション機能緑地として住民と密接な関わり合いをもつ住区基幹公園は、住区内土地利用、住区内人口、誘致距離等を勘案し、適正に配置する。また、都市基幹公園は、都市形態、緑地特性及び需要予測を勘案し、有効な位置に配置する。

富士山麓及び箱根山麓の大自然を背景とした屋外レクリエーション施設、貴重な景観資源、植物資源、歴史的資源等は、広域レクリエーション施設として保全、整備する。

レクリエーション系統の骨格となる緑地は、河川及び河川沿い樹林地があげられ、住宅地と公園並びに公園間を有機的に連絡する緑道等として配置する。

③ 防災系統の配置の方針

防災系統緑地は、住民の生存に係る緑地であるという観点から既成の災害地並びに、今後、災害の発生するおそれのある地区について、それらを防止・軽減する緑地の配置を行う。

火災延焼防止、避難広場としての機能を有する地区公園、近隣公園及び都市基幹公園の配置を行う。

レクリエーション系統における緑道は避難路として配置する。

自然災害の発生危険度の高い箱根外輪山、急斜面地、河川沿い等の緑地は特に持続性を確保する。

幹線道路沿い及び工業系用途地域内には、公害防止・緩和機能を有する緩衝緑地帯を配置する。

④ 景観構成系統の配置の方針

景観上重要で優れた緑地である富士山のなだらかな稜線や三国山系、丹沢山系、箱根外輪山の変化に富んだ稜線、富士山麓に広がる水田地帯などの自然景観は、日本の国土軸となる東名高速道路、新東名高速道路から眺望される自然景観であり、

本区域のイメージを形成する重要な資源であることから、郷土景観を形成する緑地として保全を図る。

また、社寺、境内地等樹林地は都市内に存在する数少ない樹林地であることから、良好な景観を有する都市内緑地として重要であり、象徴的かつ景観を特徴づける緑地として配置する。

また、景観法に基づく景観計画等により、良好な景観の保全・創出を図る。

3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

① 公園緑地等の整備目標及び配置方針

公園緑地等の種別	配置方針	整備目標 (単位: m ² /人)	
		2015年 (平成27年)	2025年 (令和7年)
街区公園	住区構成及び種別ごとの誘致距離、需要予測の検討をもとに配置する。	1.1 (1.2)	1.2 (1.2)
近隣公園		1.1 (1.9)	1.3 (2.3)
地区公園		1.2 (0.8)	2.3 (0.9)
総合公園		0.6	1.0
運動公園		—	—
その他の公園	自然的、歴史的条件を考慮して、風致公園、緑地緑道等を配置する。	—	—
緑地等		0.02	0.02
都市公園計		4.1	5.9

() は市街化区域人口1人あたり面積

(注) 四捨五入の関係により合計が合わない場合がある。

② その他の緑地の指定目標及び指定の方針

ア. 風致地区

御殿場市と小山町にまたがる箱根外輪山斜面地において、良好な自然的景観を有した緑地の保全を目的に、風致地区の指定を検討する。

4) 主要な緑地の確保目標

① 優先的に基準年次からおおむね10年以内に整備予定の主要な公園緑地等

種別	名称
総合公園	5・4・1 秩父宮記念公園 (御殿場市)

(注) おおむね10年以内に整備とは、部分・暫定完成、完成及び着手するものを含む。

(5) 都市防災に関する都市計画の決定の方針

基本方針

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアの開発抑制や立地適正化計画の強化など、災害に強い安全なまちづくりのための総合的な対策に取り組む。

また、大規模自然災害が発生した際、都市の課題を踏まえた迅速な復興を果たすため、復興で目指す市街地像の方針を住民合意のもとで予め検討しておく、事前都市復興計画の策定を促進する。